

(様式第1号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付申請書

標記助成金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第4条及びものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第4条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の目的・内容等

別紙「ものづくり中小企業・リボーン Next 支援事業計画書」のとおり

2 助成金交付申請額

(1) 助成対象経費 金 円

(2) 助成金交付申請額 金 円

3 助成事業完了予定期日

令和 年 月 日

(様式第 1 号別紙)

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援事業計画書

1 申請者情報 (★の項目は情報を公表する可能性がある。)

法人名 又は屋号★	(フリガナ)		
代表者職及び 代表者氏名	(フリガナ)		
常時雇用する従業員数	人	資本金の額	円
所在地★ (※1)	〒		
主たる業種		代表電話	
代表メールアドレス			
ホームページ URL			
万博出展時の 出展企業名★			

(※1) 大阪府内に有している本店 (住所) 又は主たる事業所の所在地を記載すること。

2 担当者情報

担当者役職 及び担当者名	(フリガナ)		
担当者メールアドレス		担当者電話番号	

(※) 担当者が複数人の場合には、適宜行を追加すること。

3 万博で披露した技術等（★の項目は情報を公表する可能性がある。）

出展内容★	
展示機会等★	<input type="checkbox"/> リボンチャレンジ <input type="checkbox"/> ミライの大阪「中小企業・スタートアップめぐり」
	<input type="checkbox"/> カーボンニュートラル技術開発・実証事業補助金を活用（令和 年度交付決定）
	<input type="checkbox"/> バイオプラスチック製品開発支援事業補助金を活用（令和 年度交付決定）
展示期間★	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 技術開発計画の概要（★の項目は情報を公表する可能性がある。）

計画名称★	※20文字程度で記載すること。		
現在の開発段階	<input type="checkbox"/> コンセプト段階	<input type="checkbox"/> 開発段階	<input type="checkbox"/> 試作段階（デモ・展示用）
	<input type="checkbox"/> 試作段階（量産化試作）	<input type="checkbox"/> 販売前段階	<input type="checkbox"/> その他（ ）
技術開発の概要★	※100文字程度で記載すること。		

5 技術開発計画の内容

今回の技術開発計画と万博で披露した新技術・サービス等の関連性		
助成事業完了予定期日までに達成をめざす技術開発計画の目標		
助成事業完了予定期日までに達成をめざす開発段階		
<input type="checkbox"/> コンセプト段階	<input type="checkbox"/> 開発段階	<input type="checkbox"/> 試作段階（デモ・展示用）
<input type="checkbox"/> 試作段階（量産化試作）	<input type="checkbox"/> 販売前段階	<input type="checkbox"/> その他（ ）
事業化に向けた予定（助成事業終了後も含む）		
事業化見込：（(西暦) 年頃） ※下欄には事業化見込時期に向けた各年の取組計画を記載すること。		

(※) 各行の高さは適宜変更しても良いが、記載内容はこのページ内に収めること。

技術課題の概要や技術開発の具体的取組 (2/2)

※(1) 技術面、(2) 事業化面、(3) モデル性、(4) 実現性、(5) 事業金額とその妥当性といった視点から審査しますので、これらの内容は必ずご記載ください。

(※) 記載内容はこのページ内に収めること。

6 技術開発計画のスケジュール

時期	取組項目（※1）	取組概要
令和8年7月		
令和8年8月		
令和8年9月		
令和8年10月		
令和8年11月		
令和8年12月		
令和9年1月		

（※1）「5 技術開発計画の内容」「7 補助対象経費の支出計画」の「取組項目」と記載内容を合致させること。

（※）行は適宜追加・削除すること。

7 補助対象経費の支出計画

区分	細目	取組項目 (※1)	支出内容	①助成対象 経費	②助成金交付 申請額 (①/2 ≧ ②) ※上限 225 万円
技術開発費	開発事業費				
	開発委託費 (※2)				
技術調査費	調査事業費				
事務費	活動費				
	事務費				
	その他				

(※1) 「5 技術開発計画の内容」「6 技術開発計画のスケジュール」の「取組項目」と記載内容を合致させること。

(※2) 開発委託費は、技術開発費の2分の1以内とすること。

(※) 単位は円で記載すること。また、行は適宜追加・削除すること。

(様式第1 - 2号)

要件確認申立書

大阪府知事様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号及びものづくり中小企業・リボン Next 支援助成金交付要綱第4条第2項第2号の規定に基づき、ものづくり中小企業・リボン Next 支援助成金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ

9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行わない。	はい・いいえ
10	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ
11	個人情報を含む助成金の申請内容に係る情報の取扱いに関して、助成金の申請受付・審査・検査に関する事務に限り、大阪府が事務の一部を委託する事業者を提供することに同意する。	はい・いいえ
12	大阪府が別途業務委託により実施する「令和8年度ものづくり中小企業・リボーンNext 支援業務」について、受託事業者が実施する進捗管理をはじめとする助成事業のサポートに対応することに同意する。	はい・いいえ
13	申請要件をすべて満たしている。	はい・いいえ
14	助成事業の成果等について、大阪府から報告の要請があった場合は、特段の事情がない限り協力する。	はい・いいえ
15	助成金の申請における補助対象経費について、国又は他の地方公共団体等から交付されている補助金の充当されている経費及び国又は他の地方公共団体等の補助金の申請のために用いる経費は含まれていない。	はい・いいえ
16	申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、助成金全額の返還と違約金及び返還に要する費用の支払いに応じる。	はい・いいえ

(※)「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「15」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、助成金の交付を受けることはできません。

年 月 日

所在地

名称

代表者職・氏名

※代表者職・氏名について自署してください。

(様式第1-3号)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、ものづくり中小企業・リボーンNext支援助成金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所
	か（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(※) 申請者が法人の場合はその役員全員、個人の場合は代表者について記入すること。

(※) 役員の変更による報告の場合は、変更した者のみにつき記載すること。

(※) 氏名のカナは、姓と名の間は半角スペースとし、漢字は姓と名の間は全角スペースとすること。

(※) 生年月日の元号は、西暦は和暦に直し、明治は「M」、大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」と記載すること。

(※) 生年月日は半角数字を用い、一の位の1から9の数字については、頭に「0」を付加（「01」～「09」）すること。

(※) 性別は、男性は「M」、女性は「F」と記載すること。

年 月 日

所在地

名称

代表者職・氏名

(様式第 1 - 4 号)

年 月 日

(法人名)

(代表者役職) (代表者名) 様

所在地
名称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付申請に係る推薦書

貴社（団体）は、ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号イに該当するため、標記助成金の申請者として推薦します。

担当
担当組織名：
担当者名：
電話番号：
メールアドレス：

(様式第 1 - 5 号)

年 月 日

(法人名)

(代表者役職) (代表者名) 様

(事業所管課長)

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付申請に係る確認書

貴社(団体)は、ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号ロ又はハに該当するため、標記助成金の申請者として確認しました。

担当
課・グループ名:
担当者名:
電話番号:
メールアドレス:

(様式第2号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金助成事業者の
要件を満たさなくなった旨の届出書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業について、ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金助成事業者の要件をこのたび満たさなくなったので、ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 助成事業者の要件を満たさなくなった事実の発生日
- 2 助成事業者の要件を満たさなくなった理由

(※) 助成事業者の要件を満たさなくなった理由については、その事実を証する書類があれば添付すること。

(様式第3号)

該当事項届出書

大 阪 府 知 事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となった(又は該当していたことが判明した)ので、ものづくり中小企業・リボーン Next 助成金交付要綱第6条第2項の規定により本書面を届け出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金助成事業者の
助成事業の内容・経費配分の変更承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の内容
を下記のとおり変更したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第1号及び第2号並びにものづく
り中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費配分

※別紙積算明細のとおり

区分	細目	助成対象経費		備考
		変更前	変更後	

- (※) 行は適宜追加・削除すること。
- (※) 開発委託費は、技術委託費の2分の1以内とすること。
- (※) 経費配分の変更を伴う場合のみ上記の表に記載すること。
- (※) 変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

(様式第4号別紙)

助成対象経費の積算明細

経費細目	支出内容	変更前金額	変更後金額
	計		
	計		

(※) 行は適宜追加・削除すること。

(※) 開発委託費は、技術委託費の2分の1以内とすること。

(※) 変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載すること。

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る
助成事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の計画を下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号及びものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第7条第2項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由及び内容

2 中止（廃止）の時期

(様式第6号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る
助 成 事 業 遅 延 等 報 告 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の計画について、下記の理由により期間内の遂行が困難になりましたので、大阪府補助金交付規則第6条第1項第4号及びものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

記

- 1 助成事業の進捗状況
- 2 助成事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延に対する措置
- 5 今後の計画

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金の申請に係る取下書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業について、ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 理由

(様式第8号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る
助 成 事 業 状 況 報 告 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の実績
について、大阪府補助金交付規則第 10 条及びものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱
第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 助成事業の開始及び完了の日
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 助成事業進捗状況報告書
別紙 1 のとおり
- 3 助成対象経費の支出状況報告書
別紙 2 のとおり

(様式第 8 号別紙 1)

助成事業進捗状況報告書

所在地
名称
代表者職・氏名

1 技術開発進捗の概要 (★の項目は情報を公表する可能性がある。)

計画名称★	※申請した計画名称を転記すること。		
技術開発進捗の概要★	※100 文字程度で記載すること。		
現在の開発段階	<input type="checkbox"/> コンセプト段階	<input type="checkbox"/> 開発段階	<input type="checkbox"/> 試作段階 (デモ・展示用)
	<input type="checkbox"/> 試作段階 (量産化試作)	<input type="checkbox"/> 販売前段階	<input type="checkbox"/> その他 ()

2 具体的な取組内容

取組項目 (※ 1)	内容

(※) 行は適宜追加・削除すること。

(※ 1) (様式第 1 号別紙)ものづくり中小企業・リボーン Next 支援事業計画書に記載した「取組項目」と記載内容を合致させること。

3 技術開発による成果等

技術開発による成果・効果
今後の事業化に向けた取組予定 (助成事業終了後も含む)
事業化見込：((西暦) 年頃) ※下欄には事業化見込時期に向けた各年の取組計画を記載すること。

(様式第 8 号別紙 2)

助成対象経費の支出状況報告書

区分	細目	取組項目 (※ 1)	支出内容	①助成対象 経費	②助成金交付 申請額 (①/2 ≧ ②) ※上限 225 万円
技術開発費	開発事業費				
	開発委託費 (※ 2)				
技術調査費	調査事業費				
事務費	活動費				
	事務費				
	その他				

(※ 1) (様式第 1 号別紙)ものづくり中小企業・リボーン Next 支援事業計画書に記載した「取組項目」と記載内容を合致させること。

(※ 2) 開発委託費は、技術開発費の 2 分の 1 以内とすること。

(※) 単位は円で記載すること。また、行は適宜追加・削除すること。

(様式第9号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る
助 成 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の実績
について、大阪府補助金交付規則第12条及びものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱
第11条の規定により報告します。

記

- 1 助成事業の開始及び完了の日
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 2 助成事業実施状況報告書
別紙1のとおり
- 3 助成対象経費の支出報告書
別紙2のとおり

(様式第9号別紙1)

助成事業実施状況報告書

所在地
名称
代表者職・氏名

1 技術開発実績の概要 (★の項目は情報を公表する可能性がある。)

計画名称★	※申請した計画名称を転記すること。		
技術開発実績の概要★	※100文字程度で記載すること。		
現在の開発段階	<input type="checkbox"/> コンセプト段階	<input type="checkbox"/> 開発段階	<input type="checkbox"/> 試作段階 (デモ・展示用)
	<input type="checkbox"/> 試作段階 (量産化試作)	<input type="checkbox"/> 販売前段階	<input type="checkbox"/> その他 ()

2 具体的な取組内容

取組項目 (※1)	内容

(※) 行は適宜追加・削除すること。

(※1) (様式第1号別紙)ものづくり中小企業・リボーン Next 支援事業計画書に記載した「取組項目」と記載内容を合致させること。

3 技術開発による成果等

技術開発による成果・効果
今後の事業化に向けた取組予定 (助成事業終了後も含む)
事業化見込：((西暦) 年頃) ※下欄には事業化見込時期に向けた各年の取組計画を記載すること。

(様式第9号別紙2)

助成対象経費の支出報告書

区分	細目	取組項目 (※1)	支出内容	①助成対象 経費	②助成金交付 申請額 (①/2 ≧ ②) ※上限 225 万円
技術開発費	開発事業費				
	開発委託費 (※2)				
技術調査費	調査事業費				
事務費	活動費				
	事務費				
	その他				

(※1) (様式第1号別紙)ものづくり中小企業・リボーン Next 支援事業計画書に記載した「取組項目」と記載内容を合致させること。

(※2) 開発委託費は、技術開発費の2分の1以内とすること。

(※) 単位は円で記載すること。また、行は適宜追加・削除すること。

(様式第 10 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付請求書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成金について、
ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり
請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

(様式第 11 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業について、取得財産を処分したいので、大阪府補助金交付規則第 19 条及びものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(様式第 12 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る
事 業 化 状 況 報 告 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の 年度の事業化状況について、ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金交付要綱第 16 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 基礎情報

- (1) 助成年度：
- (2) 計画名称：
- (3) 報告年度：

2 事業化状況

- (1) 助成事業の実施結果を基にした事業化： 有 無
- (2) 知的財産権の申請及び譲渡又は実施権の設定 (※) 有 無
- (3) その他助成事業の実施結果を他に供与 有 無
- (4) 事業化状況、進捗状況等について

--

(5) 助成事業に係る納付額等

(単位：円)

助成金 確定額	助成事業に 係る本年度 収益額	控除額	本年度までの 助成事業に 係る支出額	基準納付額	前年度までの 助成事業に係る 大阪府への 累積納付額	本年度 納付額

※「知的財産権取得等届出書」(様式第 13 号) が未提出の場合はあわせて提出すること

【参考：「(5) 助成事業に係る納付額等」について】

- 1 「助成事業に係る本年度収益額」とは、①助成事業の実施結果を基にした事業化が図られた、②知的財産権の譲渡又は実施権の設定があった、③その他当該助成事業の実施結果を他に供与したことによる総収入額から総収入を得るために要した費用を差し引いた額をいう。
(例：製品の「売上高」から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を差し引いた額)
- 2 「控除額」とは、助成事業年度（助成金の対象となった年度）に当該技術開発に要した経費のうち、助成事業者が自己の負担によって支出した額の1/5をいう。(助成事業実績報告書に記載の事業実績額（助成対象経費）から助成金の額を差し引いた額の1/5の額（1円未満の端数は切り捨て）)
- 3 「本年度までの助成事業に係る支出額」とは、本年度までに助成事業に係る費用として支出された開発経費をいう。(助成事業年度の助成金を含めた技術開発等に要した費用及びその後の追加開発に要した費用の合計)
- 4 「基準納付額」とは、助成事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「助成金確定額」を乗じ、「本年度までの助成事業に係る支出額」で除した額をいう。(1円未満の端数は切り捨て)
- 5 「前年度までの助成事業に係る大阪府への累計納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 6 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計が助成金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が助成金確定額を超える場合には、助成金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

○基準納付額 = (A - B) × C / D

A：助成事業の成果による本年度収益額

B：控除額（助成対象者が助成事業年度に自己負担した額の1/5）

C：助成金確定額

D：本年度までの助成事業に係る支出額（助成事業に要した経費＋追加開発に要した経費）

※追加開発に要した経費：人件費、原材料費、機械購入費等、外注加工費 など

(計算例)

助成事業の成果収益 300 万円、助成金確定額 100 万円

助成事業実績額 200 万円、助成事業とは別に技術開発等に要した経費 2,000 万円

$$\begin{aligned} \text{基準納付額} &= \{3,000,000 \text{ 円} - (2,000,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円}) \div 5\} \times 1,000,000 \text{ 円} \\ &\div (2,000,000 \text{ 円} + 20,000,000 \text{ 円}) \approx 127,272 \text{ 円} \end{aligned}$$

(様式第 13 号)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

所 在 地
名 称
代表者職・氏名

ものづくり中小企業・リボーン Next 支援助成金に係る
知 的 財 産 権 取 得 等 届 出 書

年 月 日付け大阪府指令 第 号をもって交付決定通知があった標記助成事業の実績
について、知的財産権の出願又は取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、ものづくり中小企業・リボ
ーン Next 支援助成金交付要綱第 17 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 種類（知的財産権の種類及び番号）
- 3 出願又は取得（譲渡、実施権の設定）の別
- 4 内容
- 5 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合のみ）